

平成 30 年 9 月 27 日

江東区長
山崎 孝明 様

一般社団法人 全国保育連盟
理事長 古川浩一郎



待機児童解消推進のための制度改革の要望

1. 雇用形態に関わらず、保育士有資格であれば必要職員数（常勤保育士）としてのカウントができるように要望致します。

現在の、貴区の補助要綱によると、必要職員数にカウントできる保育士においては、常勤職員でかつ期間の定めのない労働契約を締結し、当該保育所等の保険適用を受ける被保険者となることが条件となっています。また、非常勤職員においても、同じく当該保育所等が直接雇用することが補助金対象の条件となっています。平成 30 年 3 月 30 日に通知された「江東区における非常勤保育士の基準緩和について」によりますと、平成 31 年度までの時限的措置として、配置に非常勤保育士を求めている部分についてのみ、派遣保育士の配置も認められることとなっています。

派遣保育士は、正社員と同等のレベルの職員であり、現在あるさまざまな働き方の中で、就労のあり方を本人が選択しているものであります。雇用形態の違いによりカウントの対象としないのは現在の保育業界の保育士確保が難しい状況からみて、運営事業者にとりまして非常に厳しい制度です。そのため、派遣保育士であっても、常勤保育士と同じ取り扱いができるよう緩和措置をお願い申し上げます。

2. 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金の補助対象者を、10 月 1 日以降の雇用者においても、適用していただくよう要望致します。

「平成 30 年度江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金に係る連絡事項」によりますと、平成 30 年度における対象者は、平成 30 年 10 月 1 日までに雇用及び居住を開始した者となっています。

保育士の確保が難しい状況が続くなか、より多くの保育従事者等を増やすべく運営事業者として鋭意努力をしているところであります。保育従事職員宿舍借り上げ支援事業につきましても、同様の趣旨であり、こういった時期の制限は、事業推進を阻むものとなると懸念を致しております。そのため、雇用時期等に制限をかけることなく活用ができる制度としていただきたくお願い申し上げます。

以上